

■日常生活用具の一覧

重度障がいのある人などが日常生活を行うために必要な用具を給付します。

〈給付種目〉 の種目は、介護保険優先となります。★の種目は、入院・入所中も給付対象となります。

	種目	対象者	性能	耐用年数	給付基準額
介護 訓練 支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は寝たきりの状態にある難病等患者難で、原則として学齢児以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい1級又は寝たきりの状態にある難病等患者 (常時介護を要する者に限る)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
		療育手帳A判定又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障がい児 (原則3歳以上)	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの		
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がい1級の障がい児(者)又は自力で排尿できない常時介護を要する難病等患者 (原則学齢児以上)	尿が自動的に吸引され、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい児(者)であって入浴にあたって他人の介助を要する者 (原則3歳以上)	障がい児(者)を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は寝たきりの状態にある難病等患者 (原則3歳以上)	介助者が障がい児(者)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は下肢若しくは体幹機能障がいのある難病等患者 (原則3歳以上)	介護者が重度身体障がい児(者)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい児 (原則3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100円
	床ずれ(褥瘡)予防用具	下肢又は体幹機能障がい	パッドやクッション ※特殊マットや体位変換器と区分して給付	5年	—
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障がい又は難病等患者で入浴に介助を要する障がい児(者) (原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児(者)又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年	90,000円
	便器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は常時介護が必要な難病等患者 (原則学齢児以上)	障がい児(者)が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる) ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	9,850円
	★T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障がい	T字状又は棒状のもの	3年	木材 2,200円 軽金属 3,000円 ※夜光材付は410円、全面に夜光材を使用した場合は1,200円、外装に白又は黄色のラッカー塗装を行った場合は、260円をそれぞれ加算
	移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障がい家庭内の移動等において介助を必要とする障がい児(者) (手すり・スロープ等) (原則3歳以上)	身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする (設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年	60,000円
	★頭部保護帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障がい児(者)、知的障がい児(者)(てんかんの発作等により頻繁に転倒する者)、精神障がい者又は頻繁に転倒し頭部を強打するおそれがあると考えられる者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	主材料/スポンジ・革 15,656円 主材料/スポンジ・革・プラスチック 37,852円 (レディーメイドの場合は、上記価格のそれぞれ80%の範囲内)

	特殊便器	自ら排便後の処理が困難な療育手帳A判定、 上肢機能障がい2級以上又は上肢機能に障がいのある難病患者等 (原則学齢児以上)	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの及び介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの (取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年	151,200円
	火災警報器	療育手帳A判定及び身障手帳2級以上 (火災発生の感知又は避難が著しく困難で、当該者の世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
	自動消火器	療育手帳A判定及び身障手帳2級以上又は難病等患者 (火災発生の感知又は避難が著しく困難で、当該者の世帯が障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	療育手帳A 視覚障がい2級以上	知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間 延長信号機用 小型送信機	視覚障がい2級以上 (原則学齢児以上)	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障がい2級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
	★保護ブーツ (下肢保温 保護用具)	下肢又は体幹機能障がい (下肢装具・車いすを常用している者)	足部の保護及び保温をする性能を有し、容易に着脱することができるもの	1.5 年	23,000円
	物品識別装置 (音声ICタグ レコーダー)	視覚障がい2級以上 (18歳以上の者で、視覚障がい2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する、若しくは自立生活に向けた訓練等のため使用が必要があると認められる者)	記録媒体に読み取り機をかざすことであらかじめ録音していた音声を聞き取ることができるものであり、容易に使用できるもの	5年	39,900円
	物品識別装置 (タッチ式ボイス レコーダー)	視覚障がい2級以上 (原則学齢児以上)	あらかじめ情報を登録したシールを読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもの、視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	5年	26,800円
在宅療養 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 (原則3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上 若しくは同程度の障がい児(者)又は呼吸器機能に障がいのある難病等患者	障がい児(者)又はその介護者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式 たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上 若しくは同程度の障がい児(者)又は呼吸器機能に障がいのある難病等患者	障がい児(者)又はその介護者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ポンペ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい児(者)	障がい児(者)が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用音声式 体温計	視覚障がい2級以上 (原則として学齢児以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で現に所有していない場合に限り)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	パルスオキシ メーター (動脈血中 酸素飽和度 測定器)	呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がいであって、医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器を装着するもの(同程度の身体障がいがある者を含む)又は人工呼吸器の装着が必要な難病等患者	障がい者(児)が容易に使用し得るもので、付属品としてバッテリーを含む	5年	157,500円
		【測定センサー】 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)の使用において測定センサーが必要であると主治医の意見書により確認できる者	粘着式測定センサー	—	月額6,930円
			ソフトセンサー	0.5 年	68,250円
		盲人用血圧計	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年

	緊急時電源供給装置	透析液加温器、パルスオキシメーター、ネブライザー若しくは電気式たん吸引器の給付を受ける者又はそれらの用具の給付を受けた者	緊急時において、透析液加温器、パルスオキシメーター、ネブライザー又は電気式たん吸引器に電気を供給できるもの	5年	50,000円
	透析液加温器・ネブライザー・電気式たん吸引器の消耗品	透析液加温器、ネブライザー若しくは電気式たん吸引器の給付を受ける者又はそれらの用具の給付を受けた者	透析液加温器、ネブライザー又は電気式たん吸引器の使用に付属した消耗品(カテーテル、チューブ及びホース)	—	月額2,500円
情報 意思疎通 支援用具	★携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由児(者)であって、発声及び発語に著しい障害を有するもの(原則学齢児以上)	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児(者)が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	★情報・通信支援用具	上肢障がい2級以上若しくは言語及び上肢複合障がい2級以上(文字を書くことが困難な者に限る)又は視覚障がい2級以上(原則学齢児以上)	パーソナルコンピュータ・視覚障がい者用ワープロソフト(入力文字を音声化)・画面拡大ソフト(強度の弱視者に画面を拡大)・画面音声化ソフト(画面の文字を音声化)・インテリキー(障がいにあわせることができる大型キーボード)・ジョイスティック(マウスが使えない方のための操作棒)等で、障がい児(者)が容易に使用し得るもの	6年	118,500円
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)のある身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	★点字器	視覚障がい2級以上(原則3歳以上)	【標準型】 ①32マス18行両面書真鍮版製 ②32マス18行両面プラスチック製 ※いずれも点筆を含む	7年	①の場合は 10,712円 ②の場合は 6,798円
			【携帯用】 ①32マス4行片面書アルミニウム製 ②32マス12行片面プラスチック製 ※いずれも点筆を含む	5年	①の場合は 7,416円 ②の場合は 1,699円
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上(原則就学若しくは就労している者又は就労が見込まれる者)	視覚障がい児(者)が容易に操作できるもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生)	視覚障がい2級以上(原則学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児(者)が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
			音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児(者)が容易に使用し得るもの		35,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上(原則学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児(者)が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい(本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
	視覚障害者用ラジオ	視覚障がい2級以上(原則学齢児以上)	テレビ音声の受信が可能なもの	6年	29,000円
	盲人用時計	視覚障がい2級以上(音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	音声式のもの 13,300円 触読式のもの 10,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声及び発語に著しい障がい(コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則と学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい児(者)が容易に使用できるもの	5年		71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者(本装置によりテレビの視聴が可能になる者)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児(者)が容易に使用し得るもの	6年	88,900円	

	★人工喉頭	喉頭を摘出した障がい児(者)	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,150円
			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	72,203円
	★埋込型人工喉頭用人工鼻	喉頭を摘出した障がい者等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	呼吸を加温及び加温する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発生を可能とするもの(人工鼻カセット接続器具、固定器具、接続器具と皮膚の接着剤、剥離剤及び被膜剤、気管孔への水の浸入を防ぐ器具、埋込型人工喉頭の洗浄器具並びに埋込型人工喉頭内筒からの漏出を一時的に止める器具を含む。)(医療保険等の適用がある場合を除く。)	—	月額2万3,760円
	点字図書	視覚障がい者(情報の入手を点字によっているもの)	点字により作成された図書	—	市長が必要と認めた額
	音声拡張器・助聴器	聴覚障がい者(原則学齢児以上)		6年	38,200円
★人工内耳用電池	聴覚障がい者等であって、現に人工内耳を装着しているもの	聴覚障がい者または介助者が容易に使用できるもの。ただし、電池と充電機・充電器の併給はできない。	—	空気電池 月額2,500円 (片耳当たり)	
			1年	充電機17,600円 (片耳当たり)	
			3年	充電器25,200円	
排泄管理支援用具	★蓄尿袋 (※付属の衛生用品を含む。)	ストーマ(人工膀胱)造設児(者)	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップを有し、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	月額11,639円
	★蓄便袋 (※付属の衛生用品を含む。)	ストーマ(人工肛門)造設児(者)	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	月額8,858円
	★紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿	・治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができない者 ・先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ・脳性まひ等の脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者 (原則3歳以上)	障がい児(者)又は介護者が容易に使用し得るもの	—	月額12,360円
	★収尿器	脊髄損傷等により、排尿のコントロールが十分にできない高度の排尿機能障がい児(者) (原則3歳以上)	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を備えたもので、ラテックス製又はゴム製のもの 女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの(普通型)又はポリエチレン製の採尿袋(導尿ゴム管付、20枚を1組とする)	1年	普通型7,931円 簡易型5,871円 普通型8,755円 簡易型6,077円
住宅改修	居室生活動作補助用具(住宅改修)	・下肢、体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する障がい者等であって障がい等級3級以上の者(特殊便器への取り替えをする場合は上肢障がい2級以上の者) ・下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病等患者又は視覚障がい者若しくは視覚障がい児であって障がい等級3級以上の者	障がい児(者)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの (1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取り替え (6)(1)から(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修(給付は原則として1回)	—	200,000円

※蓄尿袋・蓄便袋の付属の衛生用品(以下13品目)

- ①皮膚保護ペースト・皮膚保護パテ ②皮膚保護パウダー ③皮膚保護ウエハー ④固定用ベルト ⑤サージカルテープ
⑥コンバックスインサート ⑦剥離剤(リムーバー) ⑧皮膚被膜剤(スキンバリア) ⑨レッグバック(下肢装着用蓄尿袋、ウロストミー〈尿路ストマ〉専用) ⑩ナイトドレーナーズバック(夜間用蓄尿袋、ウロストミー専用) ⑪パウチカバー ⑫消臭剤 ⑬入浴用装具